

(仮称) 芽室町障がい者用生活体験住宅設置及び管理条例制定に係る使用料の設定について (案)

(令和 2 年 1 0 月 1 日 条例施行予定)

芽 室 町
保健福祉課障がい福祉係

1 芽室町障がい者用生活体験住宅使用料の設定（案）について

(1) 「障がい者用生活体験住宅」の目的

現在、家族等と同居している障がい者の中には、自宅から離れグループホームや民間アパート等での一人暮らしのニーズはあるものの、必要な技術（家事など）や困りごとについてのイメージがしにくく、具体的に一人暮らしを検討することが難しい現状がある。

「障がい者用生活体験住宅（一人暮らしお試し住宅）」を整備し、実際に一人暮らし体験をすることで個々の課題を明確にし、より具体的に一人暮らしの検討を促す。

また、町外の障がいのある方で町内での生活を希望する方のお試し住宅としても活用する。

当該住宅は、令和元年7月に町が取得した旧国立農業試験場住宅を改修して整備するもので、令和2年10月供用開始予定。

(2) 設置場所

芽室町東2条南5丁目1番地2（2戸/棟のうち1戸）

(3) 対象者

ア グループホームや民間アパート等での一人暮らしを希望する町内在住の働く障がい者（※一般就労・福祉的就労は問わない）

イ 芽室町での生活を希望する町外在住の障がい者

(4) 利用可能期間

原則1回につき1か月以内の期間とする。ただし、一人につき複数回の利用を可能とする。

(5) 使用料

ガス・水道・電気の実費相当分を使用料として設定する。

※使用料の算出根拠は別紙のとおり。

	使用料（1戸）
1日あたり	300円

(6) 施行期日

令和2年10月1日

芽室町障がい者用生活体験住宅使用料 積算

ガス・水道・電気の実費相当分として、以下の使用料を徴収する。

○ガス代

プロパンガス基本料金 2,090 円×12 か月×1.1=27,588 円

○水道料

5 トン基本料金 1,875 円×12 か月×1.1=24,750 円

○電気料

年間 59,390 円

※単身世帯（勤労者世帯）の支出金額の平均（年間 58,311 円）を根拠とし、消費税増税分を見込む（平成 30 年度総務省統計局「家屋調査」参照）

総額 111,728 円 ÷ 365 日 = 約 306 円

10 円未満を切り捨てし、1 日当たり 300 円を使用料として徴収する。

【使用料について】

暖房（灯油）については、一定期間において暖房費が加算された場合、時期によって使用料に差が生じ、利用を躊躇する可能性が考えられる。また、利用者は障害年金や福祉的就労等による賃金で生活を営んでいることから、使用料の額によっては利用者の負担が増加する。

町としては、積極的に体験住宅を利用していただき、利用者の一人暮らし等の具体的検討を促進する目的があることから、暖房費は使用料として徴収しない。

